

安曇野市医療的ケア児等在宅レスパイト事業のご案内

事業の概要

在宅の医療的ケアを必要とする児童等とその家族を地域で支えるサービスとして、市と委託契約を結んだ訪問看護ステーション等の看護師が、家族の代わりにサービスを提供し、家族の休息時間の確保や介護負担の軽減、きょうだい児と過ごす時間の創出を図るものです。

事業の内容

対象となる方

安曇野市内に住所を有し
在宅で家族の介護・看護を受けている

0歳から18歳の児童等

*現在医師の訪問看護指示書による訪問看護を受けている方が対象です。

***18歳以上であっても恒常的に医療的ケアが必要な方であって適切な障害福祉サービス等の支援に繋がっていない方も対象です。**

利用時間

医療的ケア児等 1人につき

1日1回 1時間以上

年間上限 48時間

*健康保険法その他助成制度の適応対象となる訪問看護は対象外です。

*家族のレスパイトの時間が対象となります。

*年度途中からの申請の場合、
3月までの残りの月数×4時間が
上限となります。

費用負担

利用者負担額は0円

市が委託した訪問看護ステーション等に
1時間 7,500円（消費税込）を支払います。

*1時間以上の利用となります。
それ以降は30分単位で利用
できます。

*交通費等の実費等は、
訪問看護ステーションとの
契約により決まります。



利用までの流れ



*訪問看護ステーション等を「事業者」と記載しています。

①

現在利用している事業者が、安曇野市と契約しているか確認する。

利用者⇒事業者

②

利用希望について事業者と相談し、申請の了承を得る。

利用者⇒事業者

③

申請書と必要書類を市に提出する。（事業者からの提出も可能）

利用者等⇒市

④

市からの決定通知が届いたら事業者と利用契約を締結し、利用する。

契約締結⇒利用

【お問い合わせ】 安曇野市障がい者基幹・総合相談支援センター

住所：安曇野市穂高 9181 番地（穂高健康支援センター内） 電話：0263-82-5988

委託契約事業者一覧

令和８年４月から安曇野医療的ケア児等在宅レスパイト事業について安曇野市と契約を締結した訪問看護ステーションは以下のとおりです。

事業所名	住 所	連絡先
安曇野北訪問看護ステーション	安曇野市豊科 5637-15	0263 (73) 0033
安曇野南訪問看護ステーション	安曇野市三郷小倉 6086-2	0263 (77) 6666
訪問看護ステーションわらわ	安曇野市穂高 8307-3	0263 (88) 3951
訪問看護ステーションれんげそう	安曇野市三郷温 4372-42	0263 (87) 3818
松本協立訪問看護ステーション	松本市巾上 9-26	0263 (32) 6448
おりん訪問看護ステーション	池田町大字会染 213-1	090 (9857) 5538
訪問看護ステーションあづみ	池田町大字池田 3207-1	0261 (61) 1170

＊上記以外の訪問看護ステーションを利用している方で、この事業の利用希望の方は表面連絡先までご連絡ください。